

令和8年度 木造住宅の耐震診断員派遣・耐震改修の補助制度

《 助成制度の概要 》

岩国市では、昭和56年5月以前に着工された旧耐震及びそれ以前の耐震性が不明な住宅への耐震診断員派遣制度と耐震改修工事の補助制度を実施しています。

① 対象住宅（共通）（以下の全ての要件に該当する事）

- 岩国市内にある一戸建て住宅又は併用住宅である事（併用住宅は住居部過半以上）
- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅である事
- 昭和56年6月1日以降に増築等を行った場合は対象外
- 在来軸組工法、枠組工法又は伝統工法で建築された木造住宅である事
- 鉄骨やRC造等との混構造、丸太組工法、プレハブ工法の住宅は対象外
- 階数が3以下である事

② 対象者（共通）（以下の全ての要件に該当する事）

- 木造住宅の所有者又はその相続人
- 岩国市の市税を滞納していない人
- 暴力団や暴力団員と密接な関係にない人

③ 耐震診断員派遣制度 事前の受付予約が必要です。

相談員派遣の受付予約を事前に電話またはインターネット（右下のQRコード）により行い、窓口提出または郵送で必要書類を提出して下さい。

- 山口県建築士会から選任された耐震診断員が派遣され調査・診断を行います。
- 耐震診断は一般診断法によるもので、破壊検査等を行いません。
- 令和9年1月末までに診断を完了する事

④ 耐震改修補助制度（以下の全ての要件に該当する事）

- 耐震診断により上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅を1.0以上とする耐震改修工事である事（土砂災害特別警戒区域内の住宅については土砂災害対策改修を併せて実施するもの又は実施したものに限る。）
- 補助金交付決定前まで着手をしない事（契約締結後も対象外）
- 他の補助制度の補助金などを受けない事
- 令和9年1月末までに工事を完了する事

⑤ 派遣制度・補助金・受付期間（共通）

- 派遣制度：所有者負担なし
- 補助金額：耐震改修工事費（税抜）の80%以内（上限115万円）※千円未満切捨て
- 受付期間：令和8年5月15日～令和8年11月30日

受付期間内であっても、各々の募集予定数に達した場合には受付を終了します。

⑥ その他

- 同一の住宅への耐震診断員派遣、耐震改修補助は、1回限りです。
- 同一の補助対象者への補助金の交付は、1会計年度に1回限りです。

⑦ 受付・問合せ先（共通）

岩国市都市開発部 建築住宅課 住宅政策班（岩国市役所5階）
TEL 0827-29-5138 / FAX 0827-24-4208

市ホームページ

